

【公募情報】平成 28 年度 日本医療研究開発機構 (AMED) 「免疫アレルギー疾患等実用化研究事業 (免疫アレルギー疾患実用化研究分野) (平成 28 年度 1 次公募)」公募について

平成 27 年 11 月 18 日

信濃町地区研究者各位

信濃町キャンパス 学術研究支援課

11 月 13 日付で平成 28 年度「免疫アレルギー疾患等実用化研究事業 (免疫アレルギー疾患実用化研究分野) (平成 28 年度 1 次公募)」について新規課題が公募されました。

ご応募を検討されている研究者におかれましては下記照会先までご一報くださいますようお願いいたします。

(1)応募意思の申し出締切：【平成 27 年 11 月 24 日 (火)】

(2)応募書類一式提出締切：【平成 27 年 11 月 30 日 (月)】

【注意点】

- ・ 本学で応募が可能な方は、本学と雇用関係のある”常勤”の研究者となります。
- ・ 機関を対象としての公募であり、申請は代表機関の長が行うこととなります。
- ・ 提案書の提出方法：【e-rad】

免疫アレルギー疾患等実用化研究事業 (免疫アレルギー疾患実用化研究分野) (平成 28 年度 1 次公募)

<http://www.amed.go.jp/koubo/010520151113-04.html>[外部ページ]

—公募概要—

免疫アレルギー疾患等実用化研究事業 (免疫アレルギー疾患実用化研究分野) (平成 28 年度 1 次公募)

【提出期間】2015 年 11 月 13 日～2015 年 12 月 8 日 (火) (正午)

【本公募研究課題の対象疾患】

A.アレルギー疾患領域（対象：アトピー性皮膚炎、気管支喘息、花粉症、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、薬剤アレルギーやその他アレルゲンに起因する人体に有害な局所的または全身的反応に関わる疾患等）

B.免疫疾患領域（対象：関節リウマチや皮膚・粘膜臓器（腸管、気管、生殖器等）の異常に起因する疾患等、何らかの免疫反応が関与する疾患等）

【研究開発課題（4 課題）】

1-A：[アレルギー疾患領域] 診療の質向上に資する研究（患者実態調査～基盤構築研究）

【研究費の規模】1 課題あたり 500 万円～1000 万円/年（間接経費を含む）

【研究実施期間】最長 3 年間（2016 年度～2018 年度）

【採択課題数】0～3 課題程度

1-B：[免疫疾患領域] 診療の質向上に資する研究（患者実態調査～基盤構築研究）

【研究費の規模】1 課題あたり 500 万円～1000 万円/年（間接経費を含む）

【研究実施期間】最長 3 年間（2016 年度～2018 年度）

【採択課題数】0～1 課題程度

【1-A 及び 1-B の目標】

該当疾患を有する患者の実態調査、観察研究を含む複合的な研究成果により、該当疾患の診療ガイドライン（CQ）をより高いレベルで解決し、診療ガイドラインの作成や改定に資する質の高いエビデンス（治療効果の高い治療方針等）をできるだけ多く構築すること等を通じて、包括的な診療の質を向上することを目標とする。

更に、本公募研究課題の実施を通じて、本事業で実施する病態解明治療研究（基礎的研究～ステップ 0（シーズ選定））につながる研究基盤の構築や、同一疾患・領域における厚生労働省政策研究班との積極的な連携を図る。

2-A：[アレルギー疾患領域] 病態解明治療研究（基礎的研究～シーズの選定）

【研究費の規模】1 課題あたり 1000 万円～2500 万円/年（間接経費を含む）

【研究実施期間】最長 3 年間（2016 年度～2018 年度）

【採択課題数】0～3 課題程度

2-B：[免疫疾患領域] 病態解明治療研究（基礎的研究～シーズの選定）

【研究費の規模】1 課題あたり 1000 万円～2500 万円/年（間接経費を含む）

【研究実施期間】最長 3 年間（2016 年度～2018 年度）

【採択課題数】0～1 課題程度

【2-A 及び 2-B の目標】

質の高い基礎的研究に立脚し、最終的に医薬品等の臨床応用を目的として革新的な医薬品の開発に向けたシーズの探索及び病因、病態の解明、疾患モデルの作成等の研究を行い、研究開始から 3 年以内での病態の解明に関する画期的な発見、あるいは治療法開発に資するシーズの選定（ステップ 0）を目標とする。

更に、本研究の優れた基礎的研究の成果を医薬品等として実用化につなげるため、創薬支援ネットワーク等（詳細は IX. 9. 節参照）と積極的に連携し、薬事承認を目指した企業等への早期導出や、本事業で実施する医薬品等開発研究（ステップ 1（GMP 製造、GLP データ）～ステップ 2（医師主導治験））への移行を図る。

【若手研究者の登用】

- ・積極的に若手研究者をリサーチレジデント等の研究者として登用することが望ましい。
- ・登用の際には、当該若手研究者の登用に要する経費（以下、「雇用・育成経費」という）と研究内容に係る経費（以下、「基本経費」という）の合算額として申請する。この場合、雇用・育成経費と基本経費の合算額は(4)で指定した年間研究開発費に 600 万円（間接経費を含む）を加えた額を上限として申請できるものとする。なお、若手研究者に係る人件費の流用は認めない。

担当（照会先）：信濃町キャンパス 学術研究支援課 AMED 担当

メール：amed-shinano@adst.keio.ac.jp